# 視聴者の皆様へ

- ①この動画は、函館市医療・介護連携支援センターで平成29年度、平成30年度に開催した医療関係者向け研修会の資料を元に一部追加し作成しております。
- ②令和6年4月からの制度改正に関する情報については動画内には含まれておりません。
- ③令和6年度の制度改正で加算や介護予防支援について一部変更となっております。制度改正につきましては, 各市・町のHPをご確認ください。



令和5年度 ほくと・ななえ 医療・介護連携多職種研修会 ~動画研修~

# 『介護保険の概要 ~退院を見据えた展開~』

社会福祉法人 函館厚生院

函館市地域包括支援センターゆのかわ 保健師 京谷 佳子



# 本日の内容



- 1. 地域包括支援センターや函館市の概要
- 2. 介護保険の概要
- 3. 退院を見据えた展開
- 4. まとめ

# 1.地域包括支援センターや 函館市の概要



# 総合相談窓口

~地域の高齢者支援の拠点~

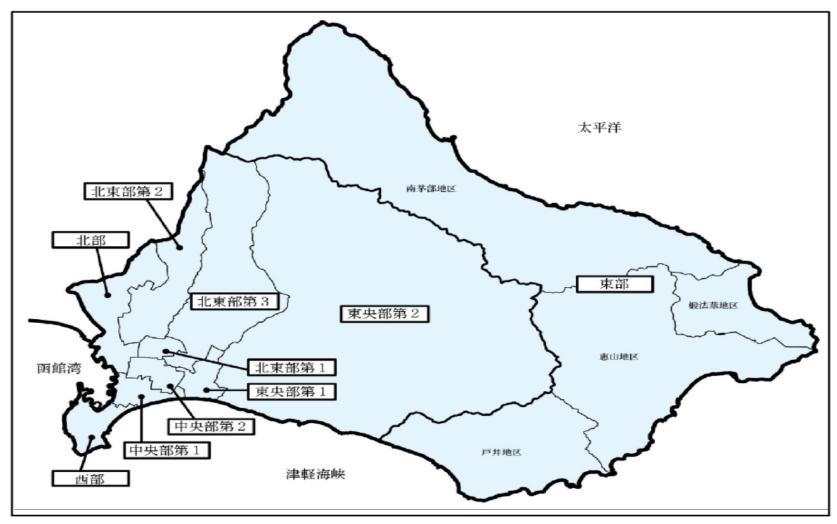
#### ○設置目的:介護保険法第115条の46第1項

「地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を 行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を 包括的に支援する」

#### ○設置主体:市町村

- ①直営型…各市町の役所職員が従事
- ②委託型…非営利法人へ委託

- ○函館市の場合:委託型
  - ◆市内を10圏域に分け各圏域にセンターを設置



ご相談は 患者様の**住所を管轄する センター**までお願いします

#### ○函館市の場合:委託型(市内10圏域)<

		- "						
圏域		町名						
西 部	入舟町, 船見町,	你生町,弁天町,大町,末広町,元町,青柳町,谷地頭町,住吉町,宝来町,東川町,						
	豊川町, 大手町, 3	<b>治町,旭町,東雲町,大森町</b>						
中央部第1	松風町, 若松町, -	千歲町,新川町,上新川町,海岸町,大縄町,松川町,万代町,中島町,千代台町,堀川町,						
	高盛町, 宇賀浦町	,日乃出町,的場町,金堀町,広野町 						
中央部第2	大川町, 田家町, 1	<b>台鳥町,八幡町,宮前町,時任町,杉並町,本町,梁川町,五稜郭町,柳町,松陰町</b> ,						
	人見町, 乃木町, 木	4木町						
東央部第1	川原町,深堀町,鳥	狗場町,湯浜町,湯川町1丁目,湯川町2丁目,湯川町3丁目,花園町,日吉町1丁目,						
	日吉町2丁目,日	<b>吉町3丁目,日吉町4丁目</b>						
東央部第2	戸倉町, 榎本町, .	上野町,高丘町,滝沢町,見晴町,鈴蘭丘町,上湯川町,銅山町,旭岡町,西旭岡町1丁目,						
	西旭岡町2丁目,	西旭岡町3丁目,鱒川町,寅沢町,三森町、紅葉山町、庵原町、亀尾町、米原町、東畑町、						
	鉄山町、蛾眉野町	,根崎町,高松町,志海苔町,瀬戸川町、赤坂町、銭亀町、中野町、新湊町、石倉町、						
	古川町、豊原町、	石崎町、鶴野町、白石町						
北東部第1	富岡町1丁目,富	岡町2丁目,富岡町3丁目,中道1丁目,中道2丁目,鍛治1丁目,鍛治2丁目						
北東部第2	美原1丁目,美原2	2丁目,美原3丁目,美原4丁目,美原5丁目,赤川町,赤川1丁目,亀田中野町,						
	北美原1丁目,北	美原2丁目,北美原3丁目,石川町,昭和1丁目,昭和2丁目,昭和3丁目,昭和4丁目						
北東部第3	山の手1丁目,山の	の手2丁目,山の手3丁目,本通1丁目,本通2丁目,本通3丁目,本通4丁目,陣川町,						
	陣川1丁目, 陣川2	2丁目,神山町,神山1丁目,神山2丁目,神山3丁目,東山町,東山1丁目,東山2丁目,						
	東山3丁目,水元日	町,亀田大森町						
北部	浅野町, 吉川町, :	比浜町,港町1丁目,港町2丁目,港町3丁目,追分町,亀田町,桔梗町,桔梗1丁目,						
	桔梗2丁目,桔梗:	更2丁目,桔梗3丁目,桔梗4丁目,桔梗5丁目,西桔梗町,昭和町,亀田本町,亀田港町						
東部	戸 井 地 区	小安町,小安山町、釜谷町、汐首町、瀬田来町、弁才町、泊町、館町、浜町、新二見町、						
		原木町、丸山町						
	恵 山 地 区	日浦町,吉畑町,豊浦町,大澗町,中浜町,女那川町,川上町,日和山町,高岱町,						
		日ノ浜町, 古武井町, 恵山町, 柏野町, 御崎町						
	椴法華地区	惠山岬町, 元村町, 富浦町, 島泊町, 新恵山町, 絵紙山町, 新八幡町, 新浜町, 銚子町						
	南茅部地区	古部町,木直町,尾札部町,川汲町,安浦町,臼尻町,豊崎町,大船町,双見町,岩戸町						

#### (函館市発行リーフレットより)

#### お住まいの地域を担当する地域包括支援センターへ!

地域包括支援センターあさひ 旭町4番12号 (本27-8880)



入舟町、船見町、弥生町、弁天町、大町、末広町、 元町、青柳町、谷林頭町、住古町、宝来町、条町。 東川町、豊川町、大手町、旭町、東雪町、大森町 地域包括支援センターこん中央 松風町18番14号(第27-0777)



松風雨、若松町、干歳町、新川町、上新川町、海岸町、 大浦町、松川町、万代町、中島町、干代台町、堀川町、 高盛町、宇賀油町、日乃出町、6場町、全城町、広野町 地域包括支援センターときとう 時任町35番24号(233-0555)



大川町、田家町、白島町、八幅町、宮前町、時任町、 杉並町、本町、梁川町、五枚郭町、柳町、松陰町、 人見町、乃木町、柏木町 地域包括支援センターゆのかわ 湯川町1 T目15番19号(☎36-4300)



川原町、深畑町、駒場町、湯浜町、湯川町1~3丁目 花園町、日当町1~4丁目

地域包括支援センター西堀

富岡町3丁目12番25号(2378-0123)



富麗町1~3丁目、申還1~2丁目、銀治1~2丁目

地域包括支援センター亀田 昭和1丁目23番8号 (**2**40-7755)



美原1~5丁目、赤川1丁目、赤川町、亀田中野町、 北美原1~3丁目、石川町、昭和1~4丁目 地域包括支援センターたかおか 高丘町3番1号 (257-7740)



户倉町, 榎本町、上野町、高丘町、塊沢町、見晴町、 给間丘町、上湯川町、緑山町、旭岡町、 西旭回町1-3丁目、緑川町、緑山町、旭岡町、 紅華山町、庵原町、亀属町、米原町、東畑町、 鉄山町、規宿野町、根崎町、高松町、吉海笹町、 瀬戸川町、春坂町、鉄山町、中野町、台石町 石倉町、古川町、景原町、石崎町、銀野町、白石町 地域包括支援センター神山 神山1丁目25番9号 (876-0820)



山のチ1-3丁目、本道1-4丁目、原川1-2丁目、 原川町、神山1-3丁目、神山町、東山1-3丁目、 南山町、亀田大森町、水元町

地域包括支援センターよろこび 特乗1丁目14番1号(234-6868)



洗野町、吉川町、北浜町、港町1~3丁目、迫分町。 桔梗1~5丁目、桔梗町、亀田町、西桔梗町、昭和町、 亀田本町、亀田港町 地域包括支援センター**社協** 館町3番地1 (282-4700)



戸井支所、恵山支所、穀法憩支所、南茅部支所管内全域

お電話でも!窓口でも! お気軽にご相談ください!



函館市地域包括支援センター



発行/令和5年3月

函館市保健福祉部地域包括ケア推進課福祉拠点担当

#### ○北斗市にお住いの方:委託型

# ・北斗市地域包括支援センターかけはし

所在地 北斗市中野通2丁目18番1号

電話番号 0138-74-2530



#### ○七飯町にお住まいの方:直営型

#### ・介護総合支援センター 安心ななえ

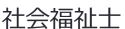
所在地 七飯町本町6丁目1番1号

福祉課地域包括支援係

電話番号 0138-66-2488









主任ケアマネジャー



保健師



ケアマネジャー



事務員

#### ○相談体制

#### (窓口対応)

センターにより、配置人数や営業曜日等が異なります。

- ・市役所同様の開設(月~金の8:45~17:30)
- ・センターにより、土曜日・祝日も窓口対応あり
- ・休日、夜間は携帯電話に転送となり相談対応(緊急時)

#### (相談方法)

- ・訪問、来所、電話、入院や入所先での面談など
- ・ケース毎の状況に合わせ、配慮し面談(無料)

指定介護予防支援事業所 (要支援1・2、事業対象者のサービス調整)

一部委託

指定居宅介護支援事業所(市内は約100事業所前後)









社会福祉士

主任ケアマネジャー

保健師

ケアマネジャー

包括的支援事業

- ※合相談事業→総合相談、介護や福祉サービスの手続き、見守りネットワーク等
- ► 権利擁護事業→高齢者虐待、消費者被害、成年後見制度の利用援助等
- ▶ 包括的・継続的ケアマネジメント→ケアマネさんからの相談、支援困難事例等への支援
- ▶ 生活支援体制整備推進事業→多様な主体による生活支援の充実、地域の仕組みづくり等
- ▶ 認知症総合支援事業→認知症サポーター養成講座、認知症カフェの充実支援など
- ▶ 地域ケア会議推進事業→個別ケース検討、地域課題の検討など

R4年度より「福祉拠点」として機能拡充

1 0 センターへ 「**自立相談支援機関」**として 3 名追加配置







主任相談支援員

相談支援員

相談支援員

#### 相談できる内容

- ○これまで市が直営で行っていた 「**自立相談支援機関」**を包括へ併設
- ○経済的困窮やひきこもり、日々の 生活全般に関する困り事など
- ○世代を問わずご相談いただけます

ケース、患者様の同居ケースで 気になるご家族がいらっしゃれば どうぞご相談ください。



指定介護予防支援事業所 (要支援1・2、事業対象者のサービス調整)

一部委託

指定居宅介護支援事業所 (市内は約100事業)









社会福祉士

主任ケアマネジャー

保健師

ケアマネジャー

包括的支援事業

- ※合相談事業→総合相談、介護や福祉サービスの手続き、見守りネットワーク等
- ▶ 権利擁護事業→高齢者虐待、消費者被害、成年後見制度の利用援助等
- ▶ 包括的・継続的ケアマネジメント→ケアマネさんからの相談、支援困難事例等への支援
- ▶ 生活支援体制整備推進事業→多様な主体による生活支援の充実、地域の仕組みづくり等
- ▶ 認知症総合支援事業→認知症サポーター養成講座、認知症カフェの充実支援など
- ▶ 地域ケア会議推進事業→個別ケース検討、地域課題の検討など

相談受理

#### ご本人や相談者と面談



医療面



生活面

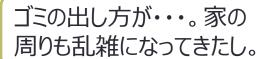
【ご本人】

掃除や入浴が大変になってきたので介護保険を使いたい。



私の年金で入れる施設はあるかしら・・・・。

息子に年金を取られ、受診 できず、薬も切れそう・・



「物がなくなった」って言うことが増えてきたけど・・・。



【ご近所】



【民生委員】

【医療機関】

「薬がなくなった」って言うけどこの前受診したばかり・・・。



予約の日に受診してくれ ない事が続いているな・・・。



身なりが気になる・・・。 体の臭いも・・・。

最近、町会行事の日にち を間違える事が多いな・・・。

相談受理



ご本人や相談者と面談



医療面

生活面

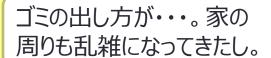
【ご本人】

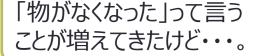
掃除や入浴が大変になってき たので介護保険を使いたい。



私の年金で入れる施設はあるかしら・・・・。

息子に年金を取られ、受診 できず、薬も切れそう・・







【ご近所】



【民生委員】 【町 会】 【医療機関】

「薬がなくなった」って言うけどこの前受診したばかり・・・。



予約の日に受診してくれ ない事が続いているな・・・。



身なりが気になる・・・。 体の臭いも・・・。

最近、町会行事の日にち を間違える事が多いな・・・。

相談受理



ご本人や相談者と面談



医療面

生活面



#### 受診・治療につながるサポート



#### (ご本人の状況に合わせ・・・)

- ・主治医への相談(受診同席,職員のみ等)
- ・認知症疾患医療センターへのつなぎ
- ・保険証等の再発行
- ・調剤薬局へ協力依頼
- ・定期受診につながる調整

相談受理



ご本人や相談者と面談



医療面

生活面



#### 生活を守るためのサポート



# (ご本人の状況に合わせ・・・)

- ・介護保険サービスの手続き、調整
  - →食事、掃除、清潔保持、内服管理、受診同行
- ・金銭管理方法、成年後見制度の検討、調整
- ・生活を見守る環境づくり (民間事業や地域の協力者等)
- ・適切な社会資源の紹介

# 1.函館市の状況(状況から予想される事)

#### 様々な背景

- •高齡化率↑
- ・働き世代(担い手)↓
- •完全失業率↑
- •40歳代有配偶者率…



- ①老老介護
- ②介護者不在

(婚姻率↓、他都市への就職…)

③ 1人の介護者にかかる負担↑

(少子化、婚姻率↓)

④経済的な余裕↓

(自身の貯蓄 ↓、年金 ↓ 子供への支援 ↑)

#### より必要となる事は…

- ・地域包括ケアシステムの推進
- ・医療と介護が効果的、効率的に役割を果たす



連携

#### 1.在宅に対するイメージは?

もっと患者さんの病気や治療について勉強してほしい! この位の医療用語もわからないなんて、話にならない・・・。

あのケアマネやってくれるのに このケアマネはやってくれない! ほんと、使えないわ!

話が通じにくい! もっと、スピード感を持って 動いてほしい。

実際、どこまでどんな事をやってくれる人達なのかわからない。



# 2.介護保険の概要



# ①介護保険サービスを利用できる対象

#### 被保険者(対象者)

- ①第1号被保険者(65歳以上の方)
  - 病気やけがの種類は問われず、介護が必要と 認定された方がサービスを受けられる。
- ②第2号被保険者(40~64歳の方)

特定疾病が原因となって介護が必要であると 認定された方がサービスを受けられる。



#### 特定疾病の種類(16疾患)

- ●がん(末期) ●関節リウマチ ●筋委縮性側索硬化症 ●後縦靭帯骨化症
- ●骨折を伴う骨粗鬆症 ●初老期における認知症 ●脊髄小脳変性症
- ●進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン症
- ●脊柱管狭窄症 ●早老症 ●多系統委縮症 ●脳血管疾患 ●閉塞性動脈硬化症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 慢性閉塞性肺疾患
- ●両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

# ②介護度が決まる過程

①介護認定申請

\*原則として、申請してから30日以内に結果通知と被保険者証を市から郵送

#### 申請



市窓口で受理 \*本人や家族 だけでなく、 包括や居宅の 代行申請も可。

#### 認定調査



全国共通の調査票を使い、同担当者等が本人や家族に関き取り実施。

#### 一次判定

調査票をコン ピューター分析 し、区分を判定。

# 主治医意見書

主治医から 介護を必要とする原因疾患等 について 記載頂く。

#### 二次判定



保健、医療、 福祉の専門家 が介護の必要 度を審査。 非該当

要支援1

要支援 2

要介護1

要介護 2

要介護3

要介護4

要介護 5

\*包括:地域包括支援センター 居宅:居宅介護支援事業所

		I CONTINUE TO THE PARTY OF THE
主治医意見書	記入日 <u>平成 年 月 日</u>	(6)身体の状態 利き腕 (□右 □左) 身長= □□□□ kg (過去 6ヶ月の体脈の変化 □ 増加 □ 維持 □ 減少)
(ふりがな)	)	□四肢欠損 (部位:)
申請者	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	□麻痺 □右上肢(程度:□軽 □中 □重) □左上肢(程度:□軽 □中 □重)
	毎 月 日生( 機) 女 連絡先 ( )	□右下肢(程度:□軽 □中 □重) □左下肢(程度:□軽 □中 □重) □その他(部位: 程度:□軽 □中 □重)
明・大・昭 上記の申請者に関する意見	+ 71 HILL MAY	□筋力の低下 (部位: 任後:□程 □平 □重) 程度:□軽 □中 □派)
	が戻けった。 「小僕サービス計画作成等に利用されることに □同意する。 □同意しない。	□関節の拘縮(卸位: 程度:□軽 □中 □重)
		□閲節の痛み (節位: 程度:□軽 □中 □重)
医師氏名		□失調・不随意運動・上肢 □在 □左 ・下肢 □右 □左 ・体幹 □右 □左
医療機関名 医療機関所在地	<u>能</u> ( ) FAX ( )	□拇r (卸位:
		□その他の皮膚疾患(師位:
1 - 7	F成 年 月 B □ 2回目以上	4. 生活機能とサービスに関する意見
	日有 日無	4. 生治療能とゲーと人に関する意元 (1) 移動
	□ □ □ Ⅲ (有の場合)→□内科 □精神科 □外科 □整形外科 □脳神経外科 □皮膚科 □泌尿器科	□自立 □介助があればしている □していない
	□婦人科 □眼科 □耳鼻咽喉科 □リハビリケーション科 □歯科 □その他( )	車いすの使用 ロ用いていない 口主に自分で操作している 口主に他人が操作している
1. 傷病に関する意見		歩行補助具・装具の使用 (複数選択可) □用いていない □屋外で使用 □屋内で使用 (2) 栄養・食生活
	は生活複能低下の直接の原因となっている偏病名については 1. に記入)及び発症年月日	食事行為 口自立ないし何とか自分で食べられる 口全面介助
1.		現在の栄養状態 □良好 □不良  → 栄養・食生活上の留意点()
2.	発症年月日 (昭和・平成 年 月 日頃)	(3) 現在あるかまたは今後発生の可能性の高い状態とその対処方針
	発症年月日 (昭和・平成 年 月 日頃)	□尿失禁 □転倒・骨折 □移動能力の低下 □機度 □心肺機能の低下 □閉じこもり □意欽低下 □徘徊 □低栄養 □摂食・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
3.		□ 四級未発 □ 放走・衛下衛にない □ 前が □ の形を定正 □ かんずによりを用 □ ていにく )
(2) 症状としての安定性 (「不安定」とした場合、具体		
「「小女正」とした場合、具と		torial to
(3) 生活機能低下の請	「函位士人誰以於西人誰認今筌・	
(最近(抵ね6ヶ月以		主治医意見書依頼実施要項」より
	佐 4 夕 → ソ 下 1 → 4 夕 本 H ウ 1 -	トロルギナガルナルナル ヘギロゆういた
	- 現4条 - 干冶医は、削条の規定に。	より依頼を受けたときは、介護保険主治医
<u> </u>	- 意見書(別記第2号様式)(5当詞	該被保険者の心身の状況等を記載して、 ――
2. 特別な医療 (j		
処置内容 □点派	市に提出するものとする。	と求め
ロレス 特別な対応 ロモニ	THE JULIA DO OVE DO	<u>(4. )</u>
失禁への対応 ロカラ		
3. 心身の状態に関	この場合において、提出は、依頼の	ハロから記答してフロリカレオス
(1) 日常生活の自立度等	とい物口にのいし、1年116、114根の	ノロルウ心昇してノロダバとする。
・障害高齢者の日常生		
<ul> <li>認知症高齢者の日常生</li> <li>(2) 認知症の中核症状(認知症の)</li> </ul>		
· 短期記憶	口印度なし 口印度のソ	
- 日常の意思決定を行う		
・自分の意思の伝達能力 (3) 数知度の関羽症状 (数	□伝えられる □いくらか困難 □具体的要求に限られる □伝えられない 当する項目金でチェック: 認知症以外の疾患で同様の症状を認める場合を含む)	
	当する項目室でチェック:縁知証以外の決急で同様の症状を終める場合を含む) 8・幻聴 □妄想 □昼夜逆転 □暴言 □暴行 □介護への抵抗 □徘徊	
□→ l □火の	○不始末 □不潔行為 □異食行動 □性的問題行動 □その他 ( )	
(4) その他の精神・神経症が □無 □有 〔症状名		

# ③要介護度ごとの身体の状態

区分	心身の状態
事業対象者	・要支援1または要支援2に相当する状態
要支援1	・日常生活はほぼ自分でできるが、起き上がり・立ち上がりなど 何かにつかまらなければできない状態。
要支援2	・歩行や入浴等に何らかの介助が必要。
要介護1	・歩行や入浴のほか、薬の内服、金銭管理、電話の利用等に 何らかの介助が必要。
要介護2	・歩行、入浴、金銭管理等の他、衣服の着脱や排泄等に 何らかの介助が必要。
要介護3	・入浴や衣服の着脱、排泄等に全面的な介助が必要。認知症が ある場合は、かなりの問題行動谷理解力の低下が見られる。
要介護4	・食事や入浴、衣服の着脱、排泄等日常生活に全面的な介助が必要。 認知症がある場合は、問題行動が一層増え、理解力もかなり低下する。
要介護5	・生活全般にわたって全面的な介助が必要。

# ④ H 29年度からの新制度



①介護認定申請

#### ②基本チェックリスト

介護や支援がどの位必要な状況かの認定を受ける



ケアマネジャーがケアプランを作成

本人・家族の要望を聞ながらサービス内容を調整



サービス利用開始

#### ②基本チェックリスト

利用者の心身の状況を把握するため実施。 厚生労働省の定めた25の質問項目により 生活機能の低下を判定する。(右記)





#### 事業対象者

#### 利用できるのは・・・

- 通所型サービス(デイサービス)
- 訪問型サービス(ヘルパー)

のみ



函館市ではH29.4月より 開始した仕組み。 日常生活で心身状態に 不安を感じる方や、介護認定 申請で非該当になった方等を 対象に実施。

#### 基本チェックリスト様式例及び事業対象者に該当する基準

様式1

記入日: 平成 年 月 日( )

氏名	住 所 生年月日		
希望す	るサービス内容		
No.	質問項目		ずれかに〇 けください
1	バスや電車で1人で外出していますか	0. はい	1. いいえ
2	日用品の買い物をしていますか	0. はい	1. いいえ
3	預貯金の出し入れをしていますか	0. はい	1. いいえ
4	友人の家を訪ねていますか	0. はい	1. いいえ
5	家族や友人の相談にのっていますか	0. はい	1. いいえ
6	階段を手すりや壁をつたわらずに昇っていますか	0. はい	1. いいえ
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	0. はい	1. いいえ
8	15分位続けて歩いていますか	0. はい	1. いいえ
9	この1年間に転んだことがありますか	1. はい	0. いいえ
10	転倒に対する不安は大きいですか	1. はい	0. いいえ
11	6ヶ月間で2~3kg 以上の体重減少がありましたか	1. はい	0. いいえ
12	身長 cm 体重 kg (BMI= )(	注)	
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1. はい	0. いいえ
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	1. はい	0. いいえ
15	口の渇きが気になりますか	1. はい	0. いいえ
16	週に1回以上は外出していますか	0. はい	1. いいえ
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1. はい	0. いいえ
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあると言われますか	1. はい	0. いいえ
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	0. はい	1. いいえ
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	1. はい	0. いいえ
21	(ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない	1. はい	0. いいえ
22	(ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	1. はい	0. いいえ
23	(ここ2週間) 以前は楽にできていたことが今はおっくうに感じられる	1. はい	0. いいえ
24	(ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない	1. はい	0. いいえ
25	(ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする	1. はい	0. いいえ

(注) BMI=体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)が18.5未満の場合に該当とする

#### ⑤ケアプランを作成するケアマネジャーとは

#### 【ケアマネジャー(介護支援専門員)】

介護保険のサービスを利用する方等からの相談に応じ、 利用者の希望や心身の状態等を考慮して適切なサービスが 利用できるようにケアプランを作成。 サービス事業者等との連絡調整を行う。



#### POINT!



- ①介護保険サービスは、本人の力を引き出せるようなサービスを 利用者・家族とサービス担当者等を含めて検討し決定。
- ②ケアマネジャーの基礎資格(基礎経験)には違いがある。
- ③定期的に資格を更新するために研修が義務付けられている。
- ④居宅介護支援事業所のケアマネジャー数、体制は同じではない。
- ⑤入院中でサービスの利用がなければ、その月の報酬はない。

#### ⑥サービス調整から開始までの流れ

サービスの利用についてケアマネジャーに相談

#### ケアプラン原案作成

ケアマネジャーと 利用者が契約を交わす

- ・利用者の心身の状態や環境、生活歴などを把握しアセスメント。
- ・ご本人、ご家族の要望をお聞きしながらケアプランを作成。 (主治医の意見書及び認定調査票の内容確認)

市への届出が必要



#### サービス担当者会議

ご本人、ご家族、サービス提供事業者等とサービス担当者会議を行い、ケアプラン内容を確認し、同意を頂き確定。

各サービス 事業所と 契約を交わす



サービス利用開始



あくまでも基本的なおおよその流れです。 **緊急時はご本人への不利益が** 生じないよう配慮しています。

#### ケアプラン原案作成

- ・利用者の心身の状態や環境、生活歴などを把握しアセスメント。
- ・ご本人、ご家族の要望をお聞きしながらケアプランを作成。 (主治医の意見書及び認定調査票の内容確認)

# 【主治医との連携】

・利用者が、訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合等には、主治の医師等の意見を 求めなければならない。

(運営基準第一三条十八号関係)

・居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の 医療サービスを位置付ける場合、主治の医師等の指示が ある場合に限りこれを行うものとする。

(運営基準第十三条十九号関係)



#### ⑦利用できるサービス量

要介護度	利用限度額 (月額)	利用者負担額 (月額·1割)
事業対象者	50,320円	5,032円
要支援1	50,320円	5,032円
要支援 2	105,310円	10,531円
要介護1	167,650円	16,765円
要介護 2	197,050円	19,705円
要介護3	270,480円	27,048円
要介護4	309,380円	30,938円
要介護 5	362,170円	36,217円

サービスを利用する際は、 要介護度ごとに 一ヶ月間の利用限度額が 決められています。

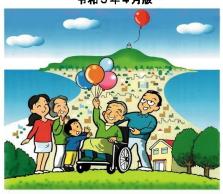
#### 【3つのポイント】

- ①利用限度額を超えて 利用する場合は 全額負担。(10割)
- ②所得状況により 2~3割負担の方も いる。
- ③非該当の方は利用できない。

# ⑧利用できるサービス内容

# 介護保険と 高齢者福祉の手引き

一令和5年4月版一



# C U
住み慣れた地域で安心して暮らしていくために・・・・・・2
介護保険制度のしくみ・・・・・・・・・・・・・・・3
介護保険サービスを利用するには・・・・・・・・・・4
要介護1~5の方が利用できるサービス・・・・・・・・6
要支援1・2または事業対象者の方が利用できるサービス・14
要支援1・2の方が利用できるサービス・・・・・・・15
サービスの利用者負担と負担の軽減について・・・・・・18
介護保険料とその納め方・・・・・・・・・・・22
介護予防について・・・・・・・・・・・・・・24
認知症の方とその家族の支援について・・・・・・・・26
高齢者の方を介護している家族のための支援・・・・・・27
その他の高齢者支援サービス・・・・・・・・・・28
各種相談窓口・・・・・・・・・・・・・・・・30

【具体的なサービス内容や料金は…】

『介護保険と高齢者福祉の 手引き』P6~P17を、 ご参照下さい。

\* 市窓口での配布、もしくは 函館市介護保険課HP ダウンロード可能。

# 3.退院を見据えた展開



# 早期の支援体制

#### 退院までの準備時間があると 安心した環境を整えられる!

#### 《直前の退院連絡となった場合》

- ■アセスメントのための時間がとりにくい
- ■利用したいサービス調整が難しい場合がある (各サービス事業所も面談や契約等、時間を要するものがある)
- 適切な手続きができず、リスクが大きいまま、 または介護負担が大きいまま在宅生活となる場合もある



在宅側はその逆で入院時点で病院へ情報提供の意識等が必要



# 早期の支援体制

# 各加算から求められている 動きを意識することも大切

- →「加算」は国が今後にむけ重要視していることの鏡 (=国の意図)
  - ■お互いの分野で、入退院やカンファレンスに関する加算がつく
  - ■お互いの役割を効果的に果たす事が大切



在宅側も待ちの姿勢ではなく意識的に連絡する事が必要





# まとめ



## 医療から在宅に対するイメージは?

もっと患者さんの病気や治療について勉強してほしい! この位の医療用語もわからないなんて、話にならない・・・。

あのケアマネやってくれるのに このケアマネはやってくれない! ほんと、使えないわ!

話が通じにくい! もっと、スピード感を持って 動いてほしい。

実際、どこまでどんな事をやってくれる人達なのかわからない。



## 在宅から医療に対するイメージは??

いつも医療側の人の都合に合わせざるを得ない。

こんなことで話しかけたら 怒られそう…。

ケアマネジャーの役割を 知らない人が多い…。 これって、ほんとはケアマネジャーの 仕事じゃないのに・・・。 言えないけどね・・・。

専門用語が並ぶとついていけず、 会話が頭に入らない…。

院内(病棟内)で、もうちょっと 情報共有や引継ぎをしてくれれば いいのに・・・。



# 連携促進のカギは「お互いのマナー」から

#### ①相手の本来業務を正しく知る

- ・相手の職種の役割や領域を正しく知る
- 医療職同様、介護職も何でもできるわけではない(身内ではない)
- ・相手の忙しい時間帯、勤務時間への配慮

#### ②社会人として適切な言葉遣いや口調で

- ・ちょっとした語尾、声の大きさでも印象は変わる
- ・年齢や経験数は様々。だからこそ、それぞれの立場で配慮が必要
- ・感情的にならずに伝える

#### ③報告·連絡·相談

- ・依頼や確認されたことは責任を持って報告する
- ・自分から依頼や問い合わせをした事は自分から報告する





# はこだて医療・介護連携サマリー

#### 【基本ツール】

的基序形式 全部名称				<b>**</b>	<b>計画程</b> 担当前4	<u>ت</u> ا			46		
● 基本的	報等								-		
(フポチ)				全年 -			±45 □ 55	1844	Ha.	身種	161
6.6				B244	男 🗆 女	金 (数 英)	###   <sub>    *</sub>	Jack .	■ 操育 ■ 特定疾	□器神( ●(	额
501: Mr							TEN9			-	
MI:	□ 戸療(	m) [	[ 集合使 电	( m ) ≋ ±b∧	:-9□ <b>省</b> □	<b>5</b>			国民機能	保険 🗌 後期	
天小家庄		銀彩	<u> </u>	<b>#</b>	Я В	) 神态ない 本意味を含む	+€@	AFB (	保知此為 多生活白	<b>9</b>	)
PLEER IN		22.042		<u>年</u> □子の配			ല   ÷മ®ഗ		<b>₽</b> ≠₩⊞	4Æ	)
ene ()			### T		FIE BEEF			Par I	主介製者	_ *~/*~v	D
****					月居 電子			Page 1	その例( 主介課者	_ *-/^-v	シ
● 医麦苗	300 Mar	ie errer korett a	- 1	をかっていた さま	八月	remon and	head Tax	1	<b>その他</b>		
							भ्देशराज्य कर्त	内容合伙吃	用少一加砂	<b>対象底して下さい。</b>	
● 身体・3	E活機能表	ŧ		Г	<b>99</b> 88 +3	n ==	Я	В	入民時 [  地域生活症	入民中 🗌 退民日	+
6359G		自立	□ 2.3	บ <u> </u>	□ 全介数	<b>79</b>			100 _ D	□ 多行器 □	早い:
経典の表記				中膜			e de la composición dela composición de la composición de la composición de la composición dela composición de la compos	5	1500   そ   上肢   4	<u>の他</u> 山枝 日 その	b.
克力   日本生	oce-‡iin		□ ###				-R			i下肢 ( ] 幹	
藤力 旧野生									_	) 中 ] 新	
配成の反連		ㅁㅋ			⊻कव ⊟कव	<b>共國</b>	- 1			]有 □ 不明	
					· <b>安想</b> □	<b>尽变进数</b>		の接続	歴	_	
		□ #	□ 記憶障害	□ sta	- <b>3</b> .5	不潔行為	☐ (#Z		නම (		
	_	□ 普通	□ 割お		] \$## ~ [		Ю₹		原     4		
<u> </u>	느	一首立	□¥4	⊍ □ −#ខោះស	□ 全介数	**	***************************************		] 思 🗌 🕯	r	
	ᅜ	白並	□¥3	⊍ <u> </u>	□ 全介数	<b>在</b> A	展用		] 昂 🗌 礼	「 □ 表7セ	スセ
	•	自由	□¥4	⊍ <u> </u>	□ 全介数	PM	(LEE)ER		] F 🗌 8	EN □##	
	•	白立	□¥3	ម 🗌 −∰រាសា	□ 全介聯	47	ボベルデき	64 C	,		
t Hedis		自由	□¥4	២ 🗌 🗕 🖽	□ 全介級	***	<b>陸風</b>	E	自立	<b>→ ○ 20 </b>	
<b>昨我在</b> 人	<b>i</b> }	白立	□ <b>1</b> .4	ម 🗌 🖃 អាសា	□ 全介級						
	<b>.</b>	621   267	大連 (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本)	ルの 作成 ロットルの 作成 リールの 作成 はエットルの 夏 (はロットル ロットルの 作成	11.85 (5) 11.85		= -	の表別 ・ <b>投資を</b> ・( <b>計を</b> ) ・	を用ッ〜ル(2) ()を用ッ〜ル ()を用ッ〜	ற் -µ® †ந் †ந்	,
図の計 の の味用ツ 下をい。	旧は毎記 ルを外成	□ 在室 □ 表包	た/ブ 解析学者 自己注射(**) 関格 (は	甲ツールの 作成	ツールの 作成		☐ <b>₹¢Æ</b>	〜ション <b>店を用</b> (成用ッ	(成用ツール <b>- ルの 作成</b> )	<b>たの間間</b> (応用サール自	
在空介度サ		□ 過所 □ 居宅1	9振   16 h展   シ n <b>級支援</b>			□ 36周分裂 □ 複雑用具 □ 悪し	□ 定明返 □ その他			■ 適所りかどり ■ 者多機	
促歴動作[8  変形観・動	12 · 見守切! * ・口腔ケア(	)場合は用ット 以外は応用: の項目で[答]	ツール <b>の</b> を、 <b>通・白立</b> 1以	□ 原 □ 家知能能状態 外を選択した場合	1994は応用り	- 1- 1- 1 - ル②を作成 - 40を、風楽覧	(権)の 下さい。	合体用ツー		□ 原 □ <b>省</b> :さい。	
	-の記入者	. I	所属名								
#255   #エムヘン	V/EL/ (-B		FAX.			紀入番			作成日		

#### 応用ツール18

<u>はこだで医療・分類)</u> <b>応用ツ</b> ー	ル像 本人の意向を尊重した意思決定支援のための情報	
下記は		icp 三会議
-1 ms 注かめりなす。 1. s. 右	生年月日 年齢 124	*
2. 意思確認 英権機関	・ 意思確認者 (相談員業)	
	□本人 □家族や友人等: (氏名) にょる権定意	7 - **-20
	無にかかわらず会話等により聞き取れた本人の思いがある場合も下記に記入。	A VOPERO
4. ACPを実施す	□ もしもノートはこだて □ 機関独自のツール(	)
る上で参考にした ツール	□なし □ その他(	>
5.もし生きること	□ 家族 □ 友人 □ 仕事や社会的な役割 □ 趣味	=
ができる時間が限	□身の回りのことが自分でできること □ 経済的なこと	
られているとした。 ら、大切にしたい。	□ できる限りの治療が受けられること □ ひとりの時間がもてること	
こと	□ 家族の負担にならないこと	
(複数回答あり)	□ ₹ の <b>#</b> \$(	)
6.もし自分の意思 自分のを示さ をはくなり、きなくと なったいできる できる できる できる できる できる できる できる できる できる	□ 身体に大きな負担がかかっても、できる限り長く生きられる治療 □ 身体に大きな負担がかかる処置は希望しないが、そのうえで少しでも長く生きら 治療 □ 延命的な治療はおこなわず、できる限り苦痛を緩和して自分らしい時間を過ごす □ 今はわかりません □ モの艦(	
7.人生の最期を過		
たいと希望す ごしたいと希望する場所	□ 自宅 □ 今まで治療を受けていた病院 (医療機関) □ ホスピスや緩和ケアを中心に行っている病院 (医療機関) □ 老人ホーム、介護施設など □ 今はわかりません □ その低 (	,
8.自分の意思が示	□ いる □ いない	
せなくなったとき 本人が望む医療・	* 「いる」の <b>添</b> 合	
ケアを推定できる	□家族 □ 友人 □ その艦(	)
人はいるか?	※本人の思いを推定できる人が実施・友人以外の場合、その低にご記入。 こ本人が信頼を寄せ人生の最終段階を支える存在であれば、実施や友人以外でも構いません。 は、医療・介護等の支援者がここにあたる場合もあるかもしれません。	Miā.
9. 会話等から確認 できた本人の思い など		
<b>∞</b> これ	までの項目について、特記事項等がある場合は応用ツール®をご活用ください。	
<b>谷振開で独自のA!</b> い 独自の仕様ね☆:	CP の取り担みを行っている場合は、そちらを英権の上、情報共有シートとしてご循用くたない機関では、厚生労働省が作成している『人生の素染取階における困難・ケァの決定プリ シ」および、その『新説簿』を確認の上、ACPの取り担みの一つとして、固轄市困禁・ク ームページにて紹介している『もしもノートはこだで』を参考に英権をと複響ください。	1セス
に関するガイドライ:	-244-912 CHB) 0 CHB 10009-1112-121-131-141-14-14-14-14-14-14-14-14-14-14-14-1	
に関するガイドライ:		

# 連携促進のカギは「お互いのマナー」から

#### ①相手の本来業務を正しく知る

- ・相手の職種の役割や領域を正しく知る
- ・医療職同様、介護職も何でもできるわけではない(身内ではない)
- ・相手の忙しい時間帯、勤務時間への配慮

#### ②社会人として適切な言葉遣いや口調で

- ・ちょっとした語尾、声の大きさでも印象は変わる
- ・年齢や経験数は様々。だからこそ、それぞれの立場で配慮が必要
- ・感情的にならずに伝える

#### ③報告·連絡·相談

- ・依頼や確認されたことは責任を持って報告する
- ・自分から依頼や問い合わせをした事は自分から報告する





お時間を頂きまして、ありがとうございました。